

# 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年9月15日(木)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男  
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司  
議員 小池 正夫 議員 石川 義光  
議員 關 守 議員 富山 豪  
議員 花島 進 議員 寺門 厚  
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一  
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光  
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男  
議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 玉川 明  
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之  
秘書広聴課長 海野 直人 総務課長 会沢 義範  
総務課長補佐 小泉 友哉 市民生活部長 玉川 一雄  
環境課長 綿引 稔 環境課長補佐 荻津 厚緒  
保険福祉部長 平野 敦史 こども課長 加藤 裕一  
こども課長補佐 萩野谷 真 建設部長 今瀬 博之  
土木課長 澤島 克彦 土木課長補佐 海野 英樹  
土木課長補佐 村山 知明 消防長 鈴木 将浩  
消防本部総務課長 小田部茂生 大宮地方環境整備組合職員3人

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

(2) 追加予定議案等について

- ・議案第51号 那珂市監査委員の選任について
- ・議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任について
- ・議案第53号 人権擁護委員の推薦について

…執行部より説明あり

- (3) 大宮地方環境整備組合環境センター（ごみ焼却施設）の整備計画について  
…執行部より説明あり
- (4) 第3次那珂市環境基本計画（骨子案）について  
…執行部より説明あり
- (5) 県央地区消防広域化推進研究会の解散について  
…執行部より説明あり
- (6) 低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金（県独自制度）について  
…執行部より説明あり
- (7) 取得時効により所有権移転登記手続きを求める訴訟の終了について  
…執行部より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時04分）

事務局長 おはようございます。

若干議会運営委員会が延びてしまいまして申し訳ございません。

それでは、本日も新型コロナウイルス感染症対策を実施して、会議を実施いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めておはようございます。

最終日前の全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、会議事件がちょっと数多くあって、場合によっては12時過ぎる可能性もあるような感じです。それで、皆さんには慎重なりにも、またスムーズなご審議をいただければと思っております。今日の全員協議会、どうか皆さんの慎重なご審議をいただきながら、先ほど申し上げたようにスムーズな会議になることをご期待いたしまして挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後は議長に進行のほうをお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は御配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただき厚く御礼を申し上げます。

本定例会では、提出させていただきました議案をはじめ各種案件につきまして、連日慎重なるご審議を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となります。皆様、既にご承知のところか存じますが、飛田良則総務部長が、去る9月5日急逝されました。議員の皆様にも弔問あるいは告別式の参列、本当にありがとうございました。職員からの人望も厚くて、皆に信頼される部長であっただけに私としても大変残念に思っております。飛田部長のご冥福を改めてお祈り申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします議案3件及び報告案件5件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしく申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告をお願いします。

古川議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和4年第4回定例会会期日程（案）について、那珂市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟についてであります。執行部から議案3件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において、日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

なお、定例会の会期は、9月30日までですが、議案審議が全て終了となることから、会期の変更を行い、明日の16日で閉会といたします。また、明日の本会議の冒頭、市長からもご報告がありましたように、総務部長が亡くなられ、弔意のため黙禱を実施したいと思います。

令和4年第4回定例会の会期日程（案）は、ただいまタブレットに表示されておりますとおり決定をいたしました。

次に、10月1日の議員と語ろう会につきまして、資料ができましたので、本日お手元に配付をさせていただいております。議員と語ろう会の当日は、タブレットを持参するのが大変かと思っておりますので、資料を紙で配付いたしました。この後、事務局から資料の説明がございます。

続いて、那珂市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟について、那珂市議会においては、平成24年に結成されましたが、役員を当時の議員会の組織が兼ねており、議員会の解散後、連盟については特に引継ぎがされなかったため、そのままになっておりました。このたび、新たに規約を作成し、議員連盟を継続することといたしましたのでご報告を

いたします。

内容については、この後、事務局よりご説明をさせます。

最後に、今定例会より議会で使用する資料につきましては、決算書など一部資料を除き完全ペーパーレス化を実施いたしました。議会のICT化やペーパーレス化にはメリット、デメリットがあり、現時点でも課題が生じておりますので、議会運営委員会ではICT化に伴う今後の議会運営の在り方について、ICT推進検討会とも連携をしながら引き続き検討をしてまいります。使いやすく効率的な活用ができるよう、皆様からご意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。ないですか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長の報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時12分）

議長 再開します。

続きまして、議案第51号 那珂市監査委員の選任について執行部より説明を求めます。

市長 議案第51号 那珂市監査委員の選任について、議案第51号資料をお開き願います。

氏名は、城宝信保、住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の城宝信保氏が、令和4年9月26日をもって任期満了となることから、同氏を再任するに当たり地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これより人事案件になりますので、プライバシーに配慮の上、ご審議をお願い致します。何かご意見、ご質疑ございませんか。

(なし)

議長 なしということで、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任について執行部より説明を求めます。

市長 議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任について、議案第52号資料をお開き願います。

氏名を申し上げます。順不同となります。檜山英夫、瀧塚祐之、猿田茂彦。住所、生年

月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂地方公平委員会委員の3名が、令和4年9月26日をもって任期満了となることから、新たに同委員を選任するに当たり地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 質疑を終結いたします。

続きまして、議案第53号 人権擁護委員の推薦について執行部より説明を求めます。

市長 議案第53号 人権擁護委員の推薦について、議案第53号資料をお開き願います。

氏名を申し上げます。順不同となります。西野則史、板橋幸子、勝山衛。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございますが、令和4年12月31日で任期満了を迎える西野則史氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また新たに板橋幸子氏、勝山衛氏を人権擁護委員の候補者としてそれぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 質疑を終結します。

追加議案の説明は以上となります。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の5時までとなりますので、ご承知をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時18分）

議長 再開いたします。

環境課及び大宮地方環境整備組合職員が出席しております。

続きまして、大宮地方環境整備組合環境センター（ごみ焼却施設）の整備計画について執行部より説明を願います。

環境課長 環境課長の綿引です。課員1名と、大宮地方環境整備組合から3名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、大宮地方環境整備組合環境センター（ごみ焼却施設）の整

備計画についてをご覧ください

説明させていただきます。

大宮地方環境整備組合が検討を進めている環境センター（ごみ焼却施設）の具体的な整備計画が8月19日に開催されました大宮地方環境整備組合議会全員協議会において示されましたので、その内容について報告するものでございます。

1、施設の整備計画の経緯でございます。

大宮地方環境整備組合環境センターのごみ焼却施設は、竣工してから32年が経過し、老朽化が進んでいるという状況下で、大宮地方環境整備組合では、令和2年度に、施設の延命化を目的としたごみ焼却施設長寿命化総合計画を策定しまして、令和3年度には大規模改修をする方法と施設を新設方法について組合事務局及び構成2市で協議、検討を行った結果、新設の場合は用地選定から事前計画、調査等を含め10年以上かかることや、その間、部分的な修繕で運転を継続するリスク等を総合的に勘案すると基幹的整備改良事業、いわゆる大規模改修工事を行った上で15年使用し、その使用期限までに新しい施設を造ったほうが望ましいとの理解を得ました。

令和3年10月、大宮地方環境整備組合議会全員協議会において、事業には多額の資金が必要となることから、事業資金として基金の積立ても検討する必要があるのではないかと意見と報告がありました。また、令和4年3月、同組合議会全員協議会では、令和4年度はさらに踏み込んだ内容で協議を進めていきたい旨の報告も行っております。

このような経緯の下、先月、同組合議会全員協議会において整備計画に関しての概要がまとまったことから、その内容の報告がなされたものでございます。

2番としまして、計画の内容でございます。

別添資料のとおりでございますので、次のページをご覧ください。2ページでございます。

なお、2ページ以降の資料につきましては、8月19日に開催されました大宮地方環境整備組合議会全員協議会で示された資料でございます。1年目という表記につきましては、来年度、令和5年度と読み替えていただければと思います。

それでは、2ページの資料1、大宮地方環境整備組合施設整備スケジュールイメージでございます。こちらにつきましては、組合の全体的な施設整備のスケジュール、将来像をイメージしていただくために一覧表化したものでございます。

大宮地方環境整備組合には、環境センターのごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設、いわゆるリサイクルセンターやし尿処理施設である衛生センター、さらには組合事務所といった施設がございます。こうした施設も将来的に改修あるいは新設といった時期が到来いたします。

上から順に、ごみ焼却施設（大規模改修④）につきましては、焼却施設を大規模改修し、その後、15年間使用することを見込んだイメージでございます。

続きまして、粗大ごみ処理施設（大規模改修⑧）につきましても、同じく大規模改修を行った後、13年間の使用を見込んだイメージでございます。

その下のごみ焼却施設（新設④⑧）とございますのは、ただいま説明した2つの施設を一括して新設した場合のスケジュールイメージとなっております。

その下の衛生センターでございますが、上段が大規模改修、下段が新設の場合のスケジュールイメージとなっております。

一番下は、大宮地方環境整備組合事務所を改修、または新設した場合のスケジュールイメージとなっております。

なお、今後は、組合事務局内に施設整備の専属の担当部署を設置して、事業を推進するほか、茨城県が策定したごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化についても検討していく予定となります。

次のページをご覧ください。3ページでございます。

資料2、ごみ焼却施設の整備計画についてでございます。

中段の表をご覧ください。既存ごみ焼却施設の概要になります。

施設規模、焼却の能力でございますが、現在1日180トンというのは、90トンの炉が24時間稼働で2炉となっております。実際の処理能力は、1炉当たり63トンでございます。当初の約70%まで落ち込んでいる状況でございます。

施設の竣工は、平成2年3月となっております。基幹的設備改良、いわゆる大規模改修の事業期間は5年間でございます。事業計画等が2年、工事等が3年、延命期間は工事後15年間使用することになります。

下段の表をご覧ください。事業内容及び概算事業費になります。

事前計画等でございます。1年目は、ごみ処理基本計画策定及び循環型社会形成推進地域計画の策定になりまして、概算事業費で780万円でございます。2年目は、施設整備に関する計画支援事業でございます。概算事業費は900万円でありまして、そのうち3分の1は交付金の対象となっております。

工事等でございます。3年目から5年目の3か年事業で、循環型交付金の交付対象事業であるごみ焼却施設基幹的設備改良事業は概算で48億2,031万円、施工管理業務委託は概算で4,240万円、ごみ処理の外部委託として4年目から5年目の2か年で、概算で5億8,760万円でございます。

事業費でございます。担当部署を設置しますため、5年間で5,000万円でございます。合計しまして、総事業費は55億1,711万円でございます。

次のページをご覧ください。4ページでございます。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費の概算の内訳でございます。

前のページでお示ししました概算総事業費55億1,711万円の年度ごとの概算額及び財源額となっております。

表の下段、財源内訳のまとめをご覧ください。一番下の欄、合計でございます。1年目の計は1,780万円、2年目は1,900万円、3年目は2億6,161万6,000円、4年目は30億6,637万8,000円、5年目は21億5,231万6,000円となります。

一番右側の合計額の欄でございますが、総事業費55億1,711万円の財源内訳は、交付金13億6,116万9,000円、起債30億3,530万円、一般財源構成市の分担金となりますが、合計11億2,064万1,000円でございます。

次のページをご覧ください。5ページでございます。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費の構成市の概算負担額でございます。前のページで算出した一般財源11億2,064万1,000円の構成市であります那珂市、常陸大宮市、両市の年度ごとの概算負担額となります。概算負担額の算出は、大宮地方環境整備組合分賦金、条例、施設建設費負担基準により算出されておりました、均等割50%、人口割50%で、人口割は令和3年10月1日現在の人口を基にしております。

下段の表をご覧ください。5年間の合計で那珂市が6億220万2,000円、常陸大宮市が5億1,843万9,000円となっております。

次のページをご覧ください。6ページでございます。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費の財源内訳でございます。交付対象事業費と対象外事業費に分けて算出しております。

表の一番下、財源内訳の備考欄をご覧ください。財源の構成比ですが、交付金が28.2%、起債が62.3%、一般財源構成市分担金ですが9.5%でございます。起債の充当率は交付対象事業が90%、対象外事業が75%でございます。

なお、工事費の初年度は本体工事を予定しておりませんので、事業は3年目となります令和7年度からとなっております。

次のページ、7ページと8ページをご覧ください。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の工事内容及び概算額でございます。機械設備の工事内容を交付対象事業費と対象外事業費に分けて、概算額を算出しております。

次の9ページをご覧ください。

工事期間中のごみ処理の外部委託でございます。

1、ごみ処理の外部搬出見込量及び概算委託料でございます。工事期間中は、基本的に1炉ずつ工事を行いまして、1炉運転でごみを処理します。外部搬出見込量は現時点での推計でございまして、今後計画を進める中で極力搬出量を抑える方法を検討いたします。

上段の表をご覧ください。ごみ搬入見込量は、直近3年間の搬入実績より2万9,000トンと想定しております。事業は3年目となります令和7年度からとなっております。工事の初年度は、本体工事を予定しておりませんので、ごみは施設で全量焼却処理いたします。

4年目となります。工事2年目は、1万4,900トンの外部搬出を想定しております。概算委託料は3億8,740万円でございます。この金額につきましては、大宮地方環境整備組合のごみ処理経費1トン当たり2万6,000円から試算してございます。

5年目となります。工事3年目は、7,700トンの外部搬出を想定してございまして、概算委託料は2億20万円となっております。

続きまして、2、近隣自治体への委託でございます。近隣自治体で処理能力に余裕があり、ごみを受け入れることが可能であると思われる自治体を検討し、以下の6つの自治体を候補としました。

続きまして、3、民間処理業者への委託でございます。近隣自治体で全てのごみを受け入れることができない場合は、一般廃棄物処理業の許可を受けている民間業者に委託することができることとします。ただし、委託料はかなり割高になると予想されるため、近隣自治体で全てのごみを受け入れることができない場合に限り行うこととします。

次のページをご覧ください。10ページでございます。

ごみ焼却施設整備スケジュール例でございます。内容につきましては、基幹的設備改良事業のスケジュールとなります。事業期間は5年間でございます。事前計画等に2年、工事等が3年となります。工事後は、15年間の使用を予定してございます。

次のページをご覧ください。11ページでございます。

資料3、循環型社会形成推進交付金の要件化についてでございます。

令和4年4月1日施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によりまして、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことになりました。また、要領も改正されまして、交付金の交付を受けるには、プラスチックごみの分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていることが交付要件となりました。

大宮地方環境整備組合においては、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業であるごみ焼却施設の基幹的設備改良事業を検討していますが、プラスチックごみの分別収集及び再商品化に取り組んでいくことが必須の条件となりました。

下の表になります。交付金要件化の対象事業でございます。表下段の色がついている部分、網かけの部分でございますが、こちらが今回、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る交付対象事業となります。

次のページをご覧ください。12ページでございます。

再商品化の方法でございます。法施行によりまして、市町村は分別収集されたプラスチックごみを状況に応じて次の2つの方法から選択し、再商品化することになります。

(1)につきましては、容器梱包リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法、法第32条でございます。続きまして、(2)は市町村と再商品化事業者が連携して、再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで再商品化を行う方法、法第33条

でございます。

大宮地方環境整備組合では、再商品化計画の作成と国の認可を受けるまでの事務がかなり煩雑となることを見込まれる（２）に関しましては、少し難しいという考えを持っております。

なお、この整備計画につきましては、本市としても安定的なごみ処理をするために必要な事業でございます。今月9月5日の庁議におきまして了解をしております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございませんか。

古川議員 確認なんですけれども、今ご説明のありました予算、これは改修工事の予算ですよ。その後に新設、そしてその後、何ですか、この衛生センターとか事務所の改修とか新設も計画されているようなんですけれども、それらの予算は含まれていないということですよ。

環境課長 こちらにつきましては、含まれてございません。

古川議員 分かりました。

あともう一点、工事期間中の外部委託について近隣自治体へごみ処理を委託したいというようなお考えですけれども、この表の中に水戸市から始まってひたちなか・東海事務組合までそれぞれの処理能力が記載されておりますけれども、これはあくまでも受入れ可能と思われる自治体であって、受け入れますよというふうに表明しているところではないですよ。それと、それぞれの処理能力でどのぐらい余裕があって、那珂市のその処理をお願いするときどのぐらい、何か所ぐらいをお願いすることになりそうなのか、その辺の見込みが分かっていたら教えてください。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

近隣の候補につきましては、一応受入れが可能だということまで一応この表は作っております。

それから、こちらからどのぐらいのトン数を搬入するかということも、まだ具体的な交渉等は行っておりません。

以上です。

古川議員 ごめんなさい、ちょっと質問に対するご答弁と若干違うんですけれども、可能と思われるというのは、こちらが可能と思っているだけですよという確認が一つと、それから交渉をしているしていないじゃなくて、この候補のそれぞれの自治体でそれぞれの処理能力、1日、例えば水戸市だったら330トンありますけれども、那珂市が搬出する見込みの量がどのぐらいの施設が受け入れてくれれば足りるのかという見込みはありますかという質問です。

大宮地方環境整備組合 近隣自治体委託のこの表の各組合関係なんですけど、一応受入れが可能

かどうかということだけのみ確認をしまして、搬出量、トン数に関しては、まだそこまで話は詰めておりません。

以上です。

議長 よろしいですか。

古川議員 分かりました。

まず1つ目のその受入れ可能と言っているのは、こちらの考えなんですかという質問に対しては、受け入れは可能ですというふうに先方が了解しているということですね。ただ、そのどのぐらい受け入れるとかという交渉はまだしていないけれども、受け入れられると思いますよというような回答はいただいていることですね。

2つ目が、それぞれの例えば水戸市なら水戸市で1日当たりの処理能力が330トンとありますけれども、実際に今、水戸市内だけで処理しているのが、例えば、例えばですよ、300トンだと。だから、残り30トンの余力がありますよというのが分かっている、分かっているとすれば、そうすると何か所ぐらいのこういう他の自治体にお願ひすれば、那珂市の搬出量が賄えるというふうに想定を見込みを立てていますかということです。そのご回答をいただいていないと思うんですけども。

大宮地方環境整備組合 水戸市ほか、各組合の処理能力関係なんですけれども、一応それぞれに全体の何割程度の処理をしているということは、トン数は伺っております。受入れに関しては、トン数はこのくらいまでだったら大丈夫でしょうというような話をしている組合もございます。ただ、大宮広域管内のごみを搬出した場合、どのくらいまで可能かというそこまでの話合いはまだしておりませんので、ちょっとお答えができません。

以上です。

古川議員 分かりました。

交渉しないから、余力があってもどのぐらい受け入れてくれるか分からないから、だから何か所で足りませんよというような断言はできないということですよ。分かりましたけれども、それがこの候補で挙げたところ全てに頼まないと那珂市の搬出が賄えないのかなという、処理できないのかなというのをちょっと今心配しているので、候補はもっとあってもいいわけですよ。多ければ多いにこしたことはないわけですよ。だから、ここしか候補に挙げていないから、結局ここだけでは処理できなくて民間に委託することになっちゃいましたということにならないようにしたほうがいいのかなというそういう気持ちで今しゃべりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

花島議員 幾つか聞きたいと思うんですが、まず資料2の真ん中辺に処理能力があって、焼却施設のですね、90トン掛ける2炉で1日当たり180トンということなんです、そこに実際の処理能力は63トン・パー・デイということになっているんですが、これ処理能力であって実績ではないんじゃないかということなんです。

それで聞きたいのは、今まで焼却ごみの量の変化、年度ごとにどのくらいあるのか、今後減っていく見込みなのか、増えていく見込みなのかということについてお伺いしたいんですが。今、答えられなきゃ、別途でも結構ですのでお答えいただきたいです。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

まず、処理能力63トンの話ですが、当初は90トンまでの処理能力を有しておったわけなんですけど、経年劣化等もありまして、実績的にはもう63トンがいっぱいだというような状況でございます。

それから、ごみの処理量関係につきましては、毎年度統計は取っておりますが、微減、僅かに減りつつあるというような状況がここ数年の現状でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

笹島議員 ちょっと確認したいんですけれども、これ大規模改修とって、使うのは15年間で、55億円かな、それであと新設もしなきゃいけないんですよ。非常に無駄なような気がするんですけども、これもうすぐ、要するに新設を早めて、土地探したり何かしなきゃいけないんで、すぐやんなきゃいけないでしょう。それやっているかどうか分からないんですけれども、それで大規模改修の面をもっと延命できないのかな。じゃないと、これとんでもないようなことになるような気がするんですけれども、どうですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

これは国のほうなんかの資料からもありますように、大規模改修をやった場合は15年が限界であろうと。それより若干はプラスマイナスはあるかと思うんですけれども、そういうような資料がございます。それから、茨城県のこれは広域化計画の中にも入っているんですが、今後、ごみ焼却施設を造るに当たっては、新設の場合は20年は使う。20年目に大規模改修を行って、さらに15年、トータルで35年を使ったら、新たにもう一回新築というようなローテーションというようなことがうたわれております。

したがって、今回の15年というのは妥当な年数だと考えております。

以上です。

笹島議員 これ焼却炉ですよ、一番痛むものはね。何か使っているか分からないですけども、そのコストがすごくかかるわけでしょう。ほかはほとんどかからないですよ。ですから、その焼却炉というのは大体企業は1社か2社しかいないんで独占的にやっていると思うんですけれども、そういうもちろん割引も何ともならないでしょうけれども、そういう非常に新規も今まだ土地も探していないですよ。それもやっていないし、それから今言っていた改良事業で15年しかやらないで、すぐ今度は新規のものをやっていると。何かすごく無駄なような気がするんですけれども、これ新設でもどのぐらいだ、450億円ぐらいかかるんでしょう、これ。どうなんですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

現在の単価等で計算しますと、101億円程度の建設費が新築の場合にはかかると計算されます。

以上です。

笹島議員 ごめんなさい、今、新しい新設するところの土地もまだ見つけていないですね。

これから手探り状態で何年かかると物すごく延びますよね。ですから、今言っていたこれ使用するのは15年でしょう。これが15年使って、その間に新しいものが造れるという確約がないですね。ですから、この15年を延命延命にしていくような形で取れるんですか、取るんですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

お配りしました資料の中で、スケジュールイメージというのがございます。それを見ていただければと思うんですが、5年間かけて大規模改修を行って、それ以降15年間を延命で使うということになっていきます。それと並行して、15年たつ前に新設工事を行って建てるのがベストではないかというようなイメージで我々は考えております。

どうしてその15年ということなんですけれども、新築の場合には、国のほうの資料なんかもございますが、最低でも10年くらいはかかるというような話もあります。その間に、土地のこれは選定があって動ける話なんですけれども、土地の選定があって動いて15年間の間に国のほうに交付金の申請であるとか、もろもろの計画書を提出するとか、環境調査であるとか、そういったもろもろの事業がその15年のうちに順繰り行っていく必要があります。そういったことが10年から15年くらいはかかるであろうということの中で、一応新設工事期間は15年あたりということ考えております。

以上です。

笹島議員 私が心配しているのは、これ迷惑施設と取る方もいらっしゃると思うんですけれども、なかなか難しいと思うんですよ、その土地選定が。ですから、今言っていた10年、15年というのはあつという間に過ぎてしまいますよね。ですから、そういうものにありとあらゆるものをスピーディーにやっつけていかないと、またコストが延命延命でかかってしまう、新規の新設のほうはなかなかその工事も始まらない、土地選定も難しいということで、そういうスピーディーさを持っていかないと大変なことになると思うんですけれども、そういう気構えというんですか、そこはできているんですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

新設に関してはまだ白紙の状態でございます。ですが、延命化の15年のうちにはスピーディーに、正確性を持って新しいごみ処理施設、それを建築しなければならない、そういう使命感を持って進めていくという考えでおります。

先ほど、環境課長のほうからも説明の中にありましたように、その専属の担当部署を、人数は今のところはまだ確定しておりませんが、担当の部署をつくって、その職員を主

にそれぞれの施設整備に向けた事務事業を行っていくような考えで、今進めているところでございます。

以上です。

笹島議員 私が言いたいのは、これ同時並行にスピーディーにやっけていかないと間に合わなくなるからねということを行っているんです。それはどうですか、大丈夫なんですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

先ほど言いましたイメージ図のほうに、終わってから新設工事が始まるようなイメージになっておりますが、必ずしも終わってから始めるということではなくて、それ以前に動けるところは動くということで、それで15年目の新設、このイメージという新設あたりには間に合うようにスピーディーにやっけていきたいと考えております。

以上です。

議長 ご理解いただきましたか、笹島議員。

笹島議員 いや、理解はしていません。

議長 ほかに。

寺門議員 5ページの費用のところなんですけど、5ページ、6ページですかね、財源内訳のところでもいいんですけども、全体で48億円かかりますよと、改修工事ですね。そのほかを入れて、先ほど55億円ですかね。これ那珂市としては、先ほどもありましたように常陸大宮市との半分半分という、あと割合的なものもありますんで、それで割って、那珂市は6億円、常陸大宮市が5億1,800万円と合計11億2,000万円ということで、負担は市としては、これ市の負担はこれだけということなんですか。

5ページを見てください。

これトータル55億円かかりますよということで、交付金が13億6,000万円、起債が30億円で、合計が43億円、約40億円ですね。一般財源で11億2,000万円と。これが市の負担になるということで、これ以外は負担はないということなんですか。それとも、このほかに幾ら市のほうで負担をしなければいけないのかというのがよく分からないので、ここをちょっと教えてください。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

5ページにあります金額、那珂市と常陸大宮市、それぞれの負担金を書いてございますが、これは大規模改修を行った際に発生するそれぞれの市の分担金ということになります。これ以外には通常、毎年経常的に経費を予算を挙げております金額がさらにかかります。

以上です。

寺門議員 ということは改修工事に関しては、通常かかっています運営コストは別として、この両市で11億2,000万円かかると、持ち出しはこれだけですよという話ですね。そういうことですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

大規模改修に関しては、今おっしゃったように両市の負担金はこのあたりの金額になるであろうと見込んでおります。

以上です。

寺門議員 分かりました。

それともう一点は、大規模改修やって、55億円かけて、稼働できるようになって15年、その後、新規新設で変えていきますよということなんで、先ほど新設はどれぐらいという話のときに100億円だよという話がありましたけれども、この辺はちょっとよく分からないんですけども、新設というのはすごく高効率の炉を使っていますよね。発電もできるし、当然水蒸気、お湯でいろんなことができる。この辺のメリットというのは、もう非常にこの15年間というのはただ燃やして、捨てているだけなんで、熱エネルギーを。そこが非常にもったいないなと思うんですよ。これ大規模改修にしても、当然それは熱は捨てるだけですから、燃やして終わりなんで。だから、そこを15年、新設もやっぱり年月はかかりますけれども、新設でも今は10年もかかりませんよ、よそをいろいろ調べてみると。設計、土地が見つかったからの話、設計が入ってからの話ですけども。7年半とか8年でできていますよ。

だから、その辺も今の時間スケジュールの考え方とコストの考え方というのは、すごく一致していないんで、年限ありきで進めるんじゃなくてコストもよく考えていただきたいんですね。当然、運営コストは今でもかかっていますし、今後は多分ごみが減るだろうということにはなるんでしょうけれども。

それと、あと衛生センター、それから建物とか今後どんどんまた発生してきますよね。費用が大規模にかかる、新規にするにしても大規模にしてもね。その辺の費用も合わせてちょっと見せていただきたい、教えていただきたい、今後どういう計画で進むのか。現状、取りあえず大規模改修が11億円で払ってやったほうが得なのか、新設でもう少し前倒しでやったほうが得なのかというのがちょっと分からないんで、新設にした場合の費用がこれだけかかるんでというか、コストを考えた場合、やはりトータル的に考えてこうなんですよという、大規模改修したほうがと。いや、国の補助があるからとか、そういう話は別にして、それは当然、補助は大変重要ですけども、新規にしたって補助はたくさんついていますし、もちろん発電やれば電気は売れるわけですから、その辺の計算はされているんですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

まず、ごみ焼却施設の新設の場合の建屋の内容ですけども、熱回収のごみ焼却施設ということで考えておりますし、交付金の場合には熱回収型の焼却炉建設関係の申請が出されておりますので、それでやっていきたいと思います。

熱回収施設の場合には、熱によりまして電気にして、それで少なくともその施設、ごみ

焼却施設、あるいは組合のその敷地内にある建屋の全ての電源を賄えば賄う、さらに余れば売電に持っていくという考えであります。これは新設した場合の話でございますが、一応そういうことでメリットのほうはあるのではないかと考えております。

それから、衛生センターを含めましてほかの施設の大規模改修であり、新設関係に関しましては、まだ未検討でございますので、費用や経費関係については、ちょっと出ておりませんので、ご了解いただきたいと思っております。

以上です。

寺門議員 当然、その熱エネルギーを使って発電ないしそのお湯を使ってまたいろんなことを事業もできますんで、それは考えているという話なんですけれども、現状、改修をしても、それは本来期間短縮してやった場合、そこまで落とし込んで考えているか、トータルのコストをですね。改修の場合は、それができないんでマイナスですよ。環境にもよくない。その辺は脱炭素化を目指す那珂市としてどうなんですか、考え方として。やはりそこはきちんと考え方を出して、そのためにやるんですよという話をしておかないと、市民の納得が得られないんじゃないですか。単純にコストだけ、高い安いの話じゃないと思えますよ。

市民生活部長 いろいろありがとうございます。

大規模改修につきましては、市のほうでも今安定的なごみ処理を今後やっていくためには、今必要だということで、そこは認識しているところでございます。その辺の市の考え方でございますけれども、当然後には新設というのも考えなくてはならない、それも重々承知しておりますけれども、一般的な事業期間というものを考えますと、まず今すべきことは大規模改修だということで市のほうは考えております。

以上です。

寺門議員 当然、新規もスケジュールもそうなんですけれども、対比してこれだけ大規模でやったほうが安いですよと、そのコスト面の対比したあれを、ちょっとデータを頂きたいと思うんですよ、これで判断しましたよというのを。それをお示しいただければと思うんです。

副議長 今回、ちょっと今後のコストですとか、今回提出されていない計画の先については大宮地方環境整備組合の議員もいらっしゃるんで、これから出席して、そこで議論していくところなので、今後のその報告についてはその議員にやはり議会代表して行っているわけですから、任せてと言うとおかしいですけども行っていただいて、またそこで議論してもらおうということだと思えます。今回、大宮地方環境整備組合に来てもらったのはやはり今回の計画の策定の今の現状、大規模改修というところなので、そこのほうちょっとお願いできないかなと思うんですけども。

寺門議員 それは十分分かっております。ですから、さっきの話はそれはちゃんと組合もあって、議会もあるわけですから、その中でやっていただければいいんで、こういう意見も

あるということでお聞きいただきたいんですよね。

でも今はコスト的に現状これからやろうとする分については、きちんと出していただきたい、これもね、それは議会通じても結構ですんで。

小泉議員 先ほどちょっと寺門議員の最初の質問の中で、那珂市の負担が6億円ということを確認したんですが、ちょっとそこ気になるんですが、これ起債もありますよね。那珂市の負担としては借金部分も入れたら6億円じゃなくて、起債の部分の負担もあるんじゃないでしょうか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

先ほど説明しました負担金、これに関して那珂市の場合は6億円ですけれども、起債を行います関係上、これ以降返済が、償還が始まりますので、それのご負担のほうも両市のほうからいただくという考えでおります。

以上です。

小泉議員 そうしますと、単純に今起債が30億円なんで、その6割程度と考えると、那珂市は18億円ぐらいの起債は必要だという認識でよろしいんですか。

大宮地方環境整備組合 ご答弁いたします。

詳細の細かい計算まではしておりません。それから、実際に起債をやったときに年利率がどのぐらいの起債になるのか、そういったことでちょっと増減が幅が出ますので、ちょっと一概に言えませんので、詳しい金額に関してはご答弁いたしかねますのでご了解ください。

小泉議員 分かりました。詳細な金額は大丈夫なんですけど、いずれにしても結構大きな金額だと思うんですけども、これ那珂市の財政的には負担的には大丈夫なんですか。これ財政課の話なんで、この場で聞くことじゃないかもしれないけれども、結構大きな負担になってしまうかなど。特に4年目が金額大きいかなと思うんですけども、どうなんですか。これ財政課のほうも結構了解はもう得ているという感じなんですか。それともこれから詰めるという感じなんですか。

市民生活部長 9月5日の庁議の場では、同じ資料で説明をさせてもらっていますし、財政サイドのほうにもこういった負担になるということはお伝えはしております。そこは了解していただいていると思っております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ終了いたしたいと思います。

執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

暫時休憩とします。

再開を11時15分といたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時15分）

議長 再開します。

続きまして、第3次那珂市環境基本計画（骨子案）について、執行部より説明願います。  
環境課長 環境課長の綿引です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、第3次那珂市環境基本計画（骨子案）についてをご覧ください。

説明させていただきます。

現在、策定を進めております第3次那珂市環境基本計画の骨子案がまとまりましたので、報告するものでございます。

初めに、1、計画の主な内容でございます。この後、この順番で目次に沿って説明させていただきます。

続きまして、2、今後の予定でございます。今後、11月にかけて素案を作成してまいります。以後の予定は、ご覧のとおりでございます。

なお、この骨子案につきましては、6月28日のワーキング委員会と8月10日の策定委員会を経まして出来上がったものでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

表紙になります。

次のページ、3ページをご覧ください。

目次となっております。

次のページをご覧ください。4ページでございます。

第1章、環境基本計画の概要でございます。

第1節、計画策定の背景でございます。平成25年以降、背景となる世界や日本の環境に関わる変化として、主に次のようなものが挙げられますとしまして、カーボンニュートラル、持続可能な開発目標（SDGs）、海洋プラスチックごみ問題、国の環境政策といった項目と説明でございます。

次のページをご覧ください。5ページ、中段になります。

第2節、計画策定の趣旨でございます。平成17年、合併に伴いまして、第1次那珂市環境基本計画を策定、平成25年に第2次、それから10年経過いたしまして、今年度で終了となるため、第3次の計画策定となったものでございます。

次のページをご覧ください。6ページになります。

基本姿勢でございます。環境との共生、協働、地域性、総合的な環境施策の推進を掲げてございます。

同じく6ページ、下段になります。

第3節、計画の位置づけでございます。本計画は、市の計画として最上位に位置づけられております那珂市総合計画の環境の分野を受け持つものでございまして、策定に当た

りましては市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向づけを明確にした実効性のある計画といたします。

次のページをご覧ください。7ページになります。

那珂市環境基本条例の基本理念でございます。こちらの基本理念を基に策定してまいります。

同じく7ページ、下段になります。

第4節、計画の対象期間でございます。計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間でございます。

次のページをご覧ください。8ページになります。

第5節、計画の対象地域は、那珂市全域でございます。

第6節、計画の対象範囲は、那珂市環境基本条例、第7条の環境の保全に関する基本的施策の規定に加えまして、地球環境の保護といたします。

第7節、計画の推進主体でございます。本計画の主体は、那珂市全ての市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、市といたします。

目次に沿ってご説明申し上げますと、次は第2章、環境の現状と課題となりますが、今回は骨子案、いわゆる章立ての説明ということで、今後、素案で盛り込ませていただきます。

次につきましても、目次に沿ってご説明申し上げますと、第3章、第2次環境基本計画主要の進捗状況でございますが、こちらにつきましても第2次計画の進捗を毎年行っておりますものを同じく今後作成する素案にて取り上げてまいりますので、骨子案には内容の記載はございません。

最後のページになります。9ページをご覧ください

第4章、目標達成のために取り組むことでございます。

第1節、計画の体系図はご覧のとおりでございます。こちらにつきましては、第2次計画の施策一覧の環境目標と取組を参考にしながら、第3次計画の環境目標と取組をワーキング委員会で加除修正等をいたしまして、策定委員会にて承認いただいたものでございます。ワーキング委員会で出されました環境目標と取組は項目ごとに第2次計画の施策に対して継続や修正または新規に分かれましたが、大部分が第3次計画へ継続となっております。

同じく9ページ、下段でございます。

第5章、重点施策、気候変動適応計画及び地球温暖化対策実行計画事務事業編でございます。こちらにつきましてもまだ骨子案の段階でございますため、内容に関しましては今後作成を進めてまいります素案にてお示ししていくこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。ございませんか。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時23分）

議長 再開します。

続きまして、県央地区消防広域化推進研究会の開催について執行部より説明願います。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の小田部です。ほか1名が出席をしています。よろしく  
お願いいたします。

それでは、全員協議会資料、県央地区消防広域化推進研究会の解散についてをご覧ください。

県央地区消防広域化推進研究会の解散について、ご説明いたします。

平成26年8月5日に開催された県央地区首長懇談会において、県央地区の消防広域化に向けた取組を推進するため7市町、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町及び大洗町で構成する検討組織を設置し、協議を進めていくことを決定し、これを受けて同月27日に、県央地区消防広域化推進研究会及び作業部会を設置いたしました。

しかし、消防広域化に係る基本事項の協議内容について検討しましたが合意に至らず、また多数の首長も事実上解散の意向を示したことから、令和4年7月27日をもって同研究会は解散となったことについて報告するものです。

1、検討内容。消防広域化に係る基本事項の協議。アからケに記載のとおりでございます。主なものといたしましては、広域化の方式、消防本部・消防署の組織等、身分取扱い、給与調整負担割合等でございます。

2、これまでの経緯につきましては、平成26年8月27日に、県央地区消防広域化推進研究会及び作業部会を設置いたしました。以降、令和2年3月までに研究会を9回、作業部会を年3回開催し、検討協議を進め、人員体制や給与等の処遇において協議を継続してまいりました。

3、解散の理由でございますが、各自治体間において給与等処遇面での格差が大きく、また人員や出動体制においても広域化に向けた基本的な合意形成には至らず、進展がない状況にあります。このまま協議を継続していくのは難しいとの判断により、研究会の今後につきましては、各首長の意見も伺ったところ、その中では一部は解散しないほうが良いとの意見もありましたが、多数の首長が事実上解散の意向を示したことから、研究会を令和4年7月27日に解散することとなりました。

3ページ目をご覧ください。

資料1、県央地区消防広域化推進研究会会長から各消防長に届きました県央地区消防広

域化推進研究会の解散についての通知文でございます。内容につきましては、ただいまご説明いたしました、記載のとおりでございます。

2 ページ目をご覧ください。

4、今後について。国・県として消防の広域化を推進していることから、県主導の茨城県消防広域化推進計画は、令和6年4月1日まで延長されたことを踏まえ、県内5ブロック、4 ページ目をご覧ください。資料2、広域化5ブロック図、こちらは平成26年5月現在となります。県北・県央9市町村、鹿行・県南・県西またはいばらき消防指令センターを軸にした県域一本化での広域化も視野に入れた検討も継続されており、消防の連携協力について協議をしております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

古川議員 ちょっとお伺いします。

この7市町というのは、県のほうで言っているいわゆる5ブロックのうちの県央というんですか、ここを1つにしようという考え方なんですよ、そもそも。

消防本部総務課長 お答えいたします。

初めに、県としてお示したのは、先ほどの資料2の5ブロック図になります。こちらのところには、県央地区は9市町村になります。この勉強会が始まったときに隣接するひたちなか市と東海村は勉強会には参加をしていなかったために、7市町で始まったものでございます。

以上でございます。

古川議員 分かりました。9市町村あって、7市町で広域化を進めたということなんですよけれども、結局は広げ過ぎたということなんですか。例えばですけども、水戸市と那珂市だけ先にやろうよとか、そういう考えというのは全くなかったんですか。

消防本部総務課長 お答えいたします。

こちらに関しましては、県でお示した、あくまでもこの5ブロック図が初めの話となっておりますので、そちらの中で県としては5ブロックで単独消防が広域化になるように話のほうを進めたいところだったんですが、なかなかその辺の話がまとまらなくて、このような形で7市町で勉強会のほうをやっておりました。

以上でございます。

古川議員 分かりました。

今回、廃止ということなんですよけれども、それでも県主導のほうでは令和6年4月まで延長されるんですよ。でも、見込みないですよ、この今の7市町をまとめるなんてことは。

消防本部総務課長 お答えいたします。

県の消防安全課のほうでは、合併の期限が令和6年4月1日までになっていますので、進めるような話はいただいておりますが、現実的にはちょっと厳しいのかなと認識しております。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

花島議員 こういう話は初めて聞いたんで、まずそもそも何で広域化、しかも古川議員が言うように、広い範囲で広域化しようというふうに県が考えたのか、その基本的な考え方はどういうところから来ているのでしょうか。

消防本部総務課長 お答えいたします。

ただいまのご質問なんですが、消防広域化につきましては、平成18年6月に、消防組織法の改正がございまして、市町村の消防の広域化というものが規定されました。これを受けまして、茨城県としまして平成20年3月に、茨城県消防広域化推進計画というものを策定し、現在に至っているような状況でございます。

以上でございます。

花島議員 答えが全然ないんですね。要するに、法律ができたというのは、それはそもそもどういう考えからか、そういう法なり何ができたのか、そこを聞きたいんです。

消防本部総務課長 お答えいたします。

人口減少社会とか、超高齢化社会が到来するのを予想いたしまして、地域の住民の方々が安心して暮らせることを目的にそういうふうなそのときのニーズに合ったような広域化というものが事務レベルでこの勉強会というような形で行われていったような形でございます。

以上でございます。

花島議員 というと、何だか意味が分からないというか。人口が例えば3分の1になっちゃうとかいうんだったらまだ分かるんですが、ちょっと分かんない話なんで、これ以上聞いてもしようがないから、取りあえず別の質問をします。

今でも大きな災害とかで隣り合う市町村なんかから協力体制はあると思うんですが、その辺は今までの広域化と、それから今後どんなふうになるのか変わらないのか、お伺いしたいです。

消防本部総務課長 お答えいたします。

広域化になったと仮定しますと、初動対応での迅速にこの災害対応は可能になります。現時点で単独消防の形になりますと、隣接する消防本部と応援協定を締結しておりますので、当本部で対応不可能な場合には、隣接する消防本部から応援していただくことは可能で、対応が可能になります。

以上になります。

花島議員 もう一つ、消防署関係で救急もやっていますよね。ちょっと私、さぼっていてでき

ないんですが、救急体制、特に具合の悪い人のところへついてから、その人をどこへ運ぶかというところが何かもっと円滑にできないんじゃないかという考えがあります。そのためにはどこの病院で、どういう状態だったらどういうふうに受けられるかというのは、把握できていれば素早くいきますよね。実際は、その都度何か聞いているような感じなんで、今デジタル何だっけ、DX、デジタル技術使っているいろんなことを円滑にしようという中で、何か全然進んでいないと思うんですが、それは例えば広域化すれば円滑にできるようなものなのか、それとは無関係で別のシステムをつくれればちゃんとできるのか、その辺どんなふうにお考えでしょうか。

消防本部総務課長 お答えいたします。

単独消防でも広域化の消防本部でも、ただいまのご質問にありました傷病者に救急事案で行ったときには、救急車にタブレットというものを設置してありまして、その近隣の医療情報が全て入力されております。脳疾患疑い、心疾患疑いでそれで確認することができますので、それを基に医療機関を選定して、その病態に合った医療機関のほうに搬送をしております。

以上でございます。

花島議員 そうすると、要するに救急隊員がいて、その場でやる、選ぶ感じですよ。

そうじゃなくて、こういう症状だったら、例えばどこかのセンターに連絡したらほぼ自動的に近くはここだと。例えば病院によっては24時間体制のところがあったりして、その病院によってもある時間帯にどういう資格といたらいいのか、能力のある人がいるかというのは日々変わりますよね。それも含めて円滑にいけるような体制には全くなっていないというふうな解釈でよろしいんですか。

消防本部総務課長 お答えいたします。

救急事象等で通報があつて、もともと持病をお持ちの患者さんの場合でしたらば、ある程度の予備情報として把握は、かかりつけの医療機関があれば事前に医療機関を選定して、速やかに搬送することも可能になります。

しかし、様々な現場の中では救急隊員が傷病者に接触して、病態を見て、その中で適切な医療機関のほうに搬送をするような業務を行っていますので、なかなかちょっと厳しいところがあります。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかに。

笹島議員 これあれですか、中止になった原因は、各自治体の給料の格差があるとか、それからもう一つは何でしたっけ、ちょっと待ってください、人員や出動体制について広域化について基本的な合意が至らなかった、これはどういうことですか、具体的には。

消防本部総務課長 お答えいたします。

各消防本部でいろいろな出動体制をとっております。これ水戸市を囲んだこの7つの市町村の広域化の枠組みとしたときに水戸市の出動体制と、私たちの那珂市でも出動体制も違います。それを合わせるような形にすると、うちの那珂市消防本部とすれば、多少なり人員が不足しておりますので、増員になるということはお金のほうが増額になってしまう。大洗町とか、茨城町とか、こちらの単独で1消防本部、1消防署とやっているところは、もっと職員数が少ないものですから、その辺も専従化という形を取っちゃうと、かなりの人数が増員しなくちゃならないというようなのがありますので。

笹島議員 この県内は単独と組合で分かれていますよね。そうすると、人口が20万人、30万人のところは単独でいいかもしれないですけども、人口が3万人、4万人、5万人というところがあって、やはり組合方式でやった、隣の東海村とひたちなか市は組合でやっていますね。結構な人口で20万人近くになりますよね。そういう形を取っていったほうがいいのか、むやみやたら中止になった広域化のほうにやっていったほうがいいのか、それどういうふうな考えでいるんですか、皆さんは。

消防本部総務課長 お答えいたします。

こちらに関しましては、国とか県とかの考えといたしましては、人口30万人とか100人未満の単独消防本部、50人未満の単独消防本部なんかは、この大きな枠組みでというふうな形で話が国のほうから下りてきていますので、そのような形で今勉強会とか話し合いを行っているような状況でございます。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ご苦労さまでした。

休憩（午前11時40分）

再開（午前11時41分）

議長 再開します。

続きまして、低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金（県独自制度）について、執行部より説明願います。

こども課長 こども課長の加藤でございます。ほか関係職員1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料に基づきましてご説明させていただきます。

低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金（県独自制度）についてでございます。

1番、概要でございます。

低所得の子育て世帯は、今般の食品等の物価高騰の影響を特に強く受け、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響も長期化しており、今後の見通しも不透明で、経済的にさらに苦しい状況に追い込まれるおそれもございます。

こうした状況を踏まえ、茨城県では独自に低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金事業を実施し、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を支給するものがございます。

2番、詳細内容でございます。

対象者でございます。①低所得の子育て世帯、18歳以下の児童を養育する住民税均等割非課税の子育て世帯になります。②低所得のひとり親世帯、①に該当しないひとり親で、令和4年9月分の児童扶養手当受給者となります。③家計急変世帯、家計が急変するなど、収入が①の住民税均等割非課税、もしくは②のひとり親、児童扶養手当受給者と同じ水準になっている世帯ということです。こちらは要申請になります。

なお、①、②に該当する児童手当、児童扶養手当受給者に対しましては、申請不要となっております。

給付額でございます。児童1人当たり一律5万円です。

支給事務でございます。支給事務は、市町村となります。ひとり親世帯の町村分は、県で支給ということになります。

支給時期でございます。11月以降に支給となります。

財源でございます。財源は、茨城県の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、10分の10でございます。実施に係る事務費も含んでおります。

3番、予算措置でございます。5,065万円です。こちら茨城県の9月補正予算成立後、専決補正で対応させていただきたいと思っております。

詳細でございます。①低所得の子育て世帯は400人掛ける5万円の2,000万円、②の低所得のひとり親世帯は520人の5万円の2,600万円、③の家計急変世帯は80人掛ける5万円の400万円、その他事務費としまして職員手当、需用費、役務費等で65万円を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見はございませんか。

笹島議員 国もやろうとしている低所得者の住民税非課税世帯、これはまた別だもんね。

こども課長 国で8日に閣議決定されたと思うんですが、そちらの給付金のほうは住民税均等割非課税の世帯全員でございます。こちらで行うものは、18歳までの児童を養育している方のみになりますので、また別でございます。

笹島議員 ダブルでもらえる人もいるのかな。

こども課長 はい、ダブルでもらえる方もいらっしゃいます。

議長 ほかにございませんか。

花島議員 分からないので、支給事務のところでも市町村指定（ひとり親世帯の町村は県で支給）  
というのは意味がよく分からないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

こども課長 那珂市はその支給事務、給付関係は市で行うことになっておりまして、町、村の  
ところは、実際は計算とか支給事務はやるんですけれども、実際の支給自体、お金を支  
払うのは県のほう、茨城県のほうで行うというところなんです。

花島議員 つままないことを聞いてすみません。ひとり親世帯のというのは書いてあって、そ  
の次が町村分ですよ。だから、そこがちょっとよく、2つのところが混乱するんです  
よ。対象者は、①、②、③とあって3種類ある。そのひとり親世帯といたら②ですか  
ね。それで後ろの町村分は県で支給というと、市は市がやるということですか。その2  
点が分からない。

こども課長 すみません、児童扶養手当の支給に関しましては、町村分は茨城県のほうで行う  
事業でございます。①と③につきましては、市が行う事業というか、事務でございます。

議長 ほかにございませんか。

（なし）

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

なお、ただいまの件は専決処分ということで、この件に限り専決処分を認めることでよ  
ろしいでしょうか。

（「緊急を伴うんでしょう」と呼ぶ者あり）

議長 もう一度お話しします。ただいまの件は、専決処分ということです。この件に限り専決  
処分を認めることでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

議長 まだ専決していませんので。

（発言する者あり）

議長 いや、それは専決処分しちゃった後のやつでしょう。

今までの専決処分したやつを後から了承したという。これはまだしていないというこ  
とで、議員の皆さんに専決処分をしてもよろしいでしょうかという伺い。

花島議員 ちょっとよく分からないんですが、専決処分できる基準というのがありますよね。

（「あるよ」と呼ぶ者あり）

花島議員 それから外れた中身なんですか。違いますよね。だから、専決処分しますので、お  
見知りおきくださいの話で、最終的ないいかどうかというのは、後で次の議会か何かで  
決まるということ、解釈でよろしいですか。

議長 よろしいそうです。

花島議員 分かりました。

笹島議員 専決処分というのは、ほら、議会の議決を経ないで、要するに緊急性が伴うもので  
しょう。だから、それを言わないと駄目でしょう、だから。説明しないとイケない。そ

れで言って、いたしますからでいいですよ。我々に聞く必要はないんですよ、だから。まあ、いいや、その話は。

議長 専決処分することをご了承お願いいたしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 暫時休憩いたします。

休憩 (午前11時51分)

再開 (午前11時52分)

議長 再開します。

続きまして、取得時効により所有権移転登記手続を求める訴訟の終了について、執行部より説明願います。

土木課長 土木課長の澤島です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、取得時効により所有権移転登記手続を求める訴訟の終了についてをご覧ください。

本件につきましては、旧茨城県住宅供給公社が買収したが、名義変更できないまま旧瓜連町に権利継承された土地を民法162条の取得時効により、那珂市の名義とするための所有権移転登記手続を求める訴えが終結し、所有権を取得したことをご報告するものでございます。

概要でございますが、まず土地の所在でございます。那珂市平野1229番5、面積187平米でございます。当該地は、旧茨城県住宅供給公社が宅地造成した平野台団地内でございます。当時、公社は売買契約を締結しましたが、公社への所有権移転登記は未了のままでありました。その後、当該地の一部が旧瓜連町が施工します都市計画道路平野杉本線用地と消防団詰所の一部として公社から瓜連町へ権利継承されたものでございます。

当該地及び隣接地を有効利用するために、所有権移転登記手続を進めてまいりましたが、相続人が100名近くになること、一部の相続人がブラジル国へ移住していることなどにより手続を進めることが困難であることが判明いたしましたため、取得時効により民事訴訟を提起することといたしました。

水戸地方裁判所に提訴後4回の判決が確定し、その後、判決文により所有権移転登記申請を行い、当該地は那珂市の名義となっております。

次のページをお願いいたします。

これまでの経過でございます。

令和元年12月11日、第4回定例会の産業建設常任委員会で提訴することをご説明いたしました。その後、庁議に諮り、提訴することを決定し、令和2年5月27日に、水戸地方裁判所に提訴いたしました。以降、4回の判決が出され、令和4年3月17日に相続人全員の判決が確定し、令和4年7月26日に所有権移転登記が完了いたしました。

今後のスケジュールでございますが、道路用地と消防団詰所用地を分割し、残った土地は隣接します市有地と併せて公売にて処分を行う予定でございます。

次のページをお願いいたします。

位置図でございます。赤い丸が当該地でございます。国道118号とバードラインの間で、都市計画道路平野杉本線沿いにあります。平野台の中心から若干バードライン沿いよりにあります。

次のページをお願いいたします。

地番図です。赤く着色したところが当該地、平野1229番5でございます。青い線で囲まれている土地が隣接地、平野1880番699でございます。

次のページをお願いいたします。

航空写真でございます。地番図と同様に赤い線で囲まれている土地が当該地、青い線で囲まれた土地が隣接地でございます。青い線で囲まれた部分の右上にある建物が消防団詰所になります。赤い線の一部が消防団詰所の敷地に含まれております。

次のページをお願いいたします。

現況写真でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席をお願い致します。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時58分）

再開（午前11時59分）

議長 再開いたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。事務局よろしくをお願いいたします。

事務局長 その他でございますが、ちょっとここには明示ないんですけれども、3件ございます。1つは、議会のペーパーレス化についての検証ということで、あとは那珂市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟、あとは議員と語ろう会、この3件です。

まず、議会のペーパーレス化についてでございます。今資料を出しますので。

今回、9月の定例会から議会のほうではペーパーレス化ということで実施をいたしました。それにつきまして皆様のよかった点、悪かった点等についてのご意見をお伺いしようと思うものです。

メリットとしては、印刷や配付の手間が削減できたこと、またはコスト、郵送料とか印

刷代のコストが削減できました。それから、セキュリティ上の部分でも、紙の場合は紛失とかどこか置いてきちゃったとかそういうのがあるんですけども、これについてもなくなってきたと。あとは、4番は、まだ今回はなかったんですけども、資料によっては動画も挿入して、分かりやすいような説明もできるということもございます。それから、テレビ会議等においても資料をすぐ更新できますので、テレビ会議等についても活用できる。あとは6番としてエコですね。紙を使わなくなったということで、紙資源の削減、または環境にも配慮できるということが一応メリットでございます。

それから、デメリットとしては、やはり皆様の様子を見てみると、一度に1ページ、2ページしか見られないんで、そのほかの資料を見たいという場合には、ちょっと不便があったのかなという感じがいたしました。それから、会議中にメモが取りにくい。この機能上はタッチペンで書き込むことはできるんですけども、多分皆様、操作が慣れていないということもございまして、その辺がメモ等の部分がちょっと不自由だったかなという感想はあります。それから3番として、やはり一般的にITとかこういう機械に不慣れな人にとってはちょっと使いづらいということがありますので、今後、操作研修会等を逐次やりながら覚えていただいて、活用していただければと思います。

それから、運用上の課題としまして、今回タブレットでペーパーレス化を実施していく中で、資料の差し替えがございました。資料の差し替えとなると、このファイルごと差し替えてしまうものですから、そのファイルのほうに書き込んだ方がいらっしゃった場合に、その部分の数字が変わったりとかそういう部分になってしまいます。

なので、基本的にはここに置いてある資料、ファイルについては新しい一番最新のものという形で今のところ運用していますけれども、その修正で、資料の差し替えとか修正があった場合には、できるだけ分かるように、何がどうなったというのが分かるようにしてほしいというようなご意見もございましたので、この辺についてはどういうふうにやったほうがいいのかというのを具体的なことを執行部とも検討いたしまして、この辺は改善していきたいなというふうに考えております。

それから、課題としてやはりタブレットの端末の操作がまだ慣れていないという方もいらっしゃると思いますので、先ほど言いましたように定期的に研修のほうを実施していきたい、または希望があれば事務局のほうでも対応していきますので、お申しつけいただければと思います。

それで3番、その他といたしまして、今回、タブレットでペーパーレス化を実施いたしました。それにつきまして議員の皆様で、こういう点よかった、こういう点悪かった、もうちょっとこういう点が改善してほしいというご意見があれば、今お話ししていただければと思います。今じゃなくても後からでも構いませんので、そのうち時間があれば事務局のほうに話をしていただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

今、気がついたところで何かペーパーレス化についてご意見がございましたらば、今お伺いしたいと思いますけれども。後からでも構いません。

(なし)

事務局長 いいですか。じゃ、なければ次に行きたいと思います。

次長 それでは、私のほうから那珂市森林・林業・林産業活性化促進議員連盟についてご説明をさせていただきます。

資料のほうで、今タブレット上に出ているものでございます。

こちらの連盟につきまして、那珂市では、平成24年に那珂市議会のほうで結成されまして、茨城県では県北の6市町議会で設立をされているものでございます。こちら設立の経緯でございますけれども、平成24年の森林湖沼環境税の継続に関しまして要望活動を行う動きが当時ございまして、県の議長会から要望の活動の依頼がありました。県議会のほうでも議員連盟を立ち上げまして、市町村の議会にも立ち上げの依頼があったところでございます。

那珂市は、平成24年6月に結成をいたしまして、那珂市では特に林業が盛んということではございませんでしたので、特に単独で何か活動をしていたという実態はございませんで、茨城県と栃木県が共同で開催しております那珂川をテーマといたしました交流会、こちらに会長が参加するような実態の活動をしていたところでございます。

コロナ禍でそちらの会議のほうも数年開催がございまして、今年10月に、茨城県の会場で会議が開催されることになりまして、県の林政課のほうから、那珂市の連盟についての問合せがあったところでございます。

那珂市では、この連盟の役員を以前あった議員会の役員が兼ねておりまして、会長を議員会の会長が努めておりました。議員会のほうは平成28年の改選時に解散してしまいましたので、そのときにこちらの林活議連のほうで引継ぎがされないまま今に至っている現状でございます。

今回、こちらの林活議連を今後どうするかについて正副議長のほうにご相談をさせていただきました。那珂市におきましても、県民の森のリニューアルですとか、あと那珂川、久慈川といった河川の自然環境保護についても関連がありますし、先ほど議会運営委員会でご説明したときにも那珂市内でも杉苗を育てている方もいらっしゃるということで関連がありますので、こちらの林活議連を存続してはどうかというご意見をいただいたところでございます。

今回、ほかにあります自治体の議会に確認をいたしましたところ、今表示されております表のとおり常陸大宮市、常陸太田市、大子町のほうで現在でも活動実績がありまして、特に大子町は林業関係で県に要望活動をしたり、現地視察をしたりしているということでございました。

こちらの林活議連に関連した規約のある常陸大宮市、常陸太田市を参考にいたしまして、

今回、那珂市のほうで最低限必要な内容を盛り込んだ規約を新たに作成いたしました。次のページが規約（案）になっております。こちらは連盟の名称、目的、事業内容、それから組織、役員等について記載をしているものでございます。役員といたしまして、会長を議長、副会長を副議長にお願いすることにいたしまして、那珂市の林活議連を継続することにしたいと思っております。

こちら、先ほど議会運営委員会のほうでお諮りいたしまして、承認をいただいたところでございます。

こちらの全員協議会のほうでもご了承いただければ、こちらの規約を確定いたしまして、林活議連を継続していくという流れで考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長 今、説明がありましたけれども、林活議連ですか、これの復活という形をとということなんですけれども、皆さんのご意見を伺いたいと思っております。

笹島議員 これは何で那珂市は森林がないのに加盟しているの。ないよね、那珂市は。いや、杉苗は別だよ、これは。森林が多いのは、常陸太田市とか常陸大宮市とか、要するにほとんど6、7割は森林だよ。

議長 今、ちょっと笹島議員、加盟しているのという、これからまた再加盟をしようということですよ。

笹島議員 再加盟するの。再加盟しようとしているの。

議長 今までも継続はやっていたけれども、議会としては一応……

笹島議員 それは決まったの、もう。

議長 いや、決まっていない、皆さんにお諮りを今しているところです。議会運営委員会のほうの了承を得たということですよ。

笹島議員 再加盟する、じゃ、那珂市は森林がないんで再加盟する必要はないと思っておりますけれども。

議長 加盟はしていたけれども、議会としては一時休止というか。

次長 再加盟ということではなくて、現在も連盟というのは、那珂市の議員連盟があるということで県のほうではなっております、先ほどの表にあるところ、6市町、こちらが林活議連があるということで県のほうに登録はされておまして、ただ、實際上、那珂市では特に活動をしておりませんでしたので、その役員等につきましても議員会の役員を充てておりましたので、現在は議員会が解散されてしまっているということも含めまして、今度新たに正副議長のほうで会長、副会長ということで務めていただきまして、那珂市のほうでも当然、県民の森等の森林もございまして、水と森の環境ということに関しては、全く関係がないということではございませんので、一応これを継続するという形でどうでしょうかということでございます。

花島議員 規約の文面を見ると、これは明確に目的に賛同した市議会議員をもって組織すると

なっているの、いいですよという人でつくるといことですよ。だから、私は参加したくないという、何もしたくないからという人は入らなくていいという解釈でいいと思うんですが。

だから、個々に、どこまで公式の組織だかよく分からないんですが、その辺。

議長 今の花島議員からもありましたけれども、賛同した那珂市でもって組織するという、この第4条になっていますけれども、全議員がその場合は組織の中に入ると、賛成いただければですよということ解釈いただければと思いますが。

花島議員 私は賛成なんです。那珂市、林が少ないと言ったって、やはりあるので、それも大事だと思っています、少なくとも。

だからそれはいいんですが、でも、規約上でやはり義務じゃなければ、義務じゃないというのははっきりして、例えばいろんな役もつけられる必要がないわけですよ。自分が別に必要ないと思う人は。だから、そういうことははっきりさせておいたほうがいいと思います。

ただ、特に嫌だという人、特に声がなければ入ったことにさせてくださいでいいとは思いますが、その辺ははっきりけじめをつけておいたほうがいいと思います。

議長 花島議員の意見に対して皆さん、ご意見あれば。

特別、これをもって活動するというわけでもないんですけども。

笹島議員 議長、特別に何もないわけでしょう。

議長 はい。

笹島議員 いいんじゃない、このままにしておけば。

議長 それで賛同いただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。

続いて、お願いします。

次長 それでは、議員と語ろう会についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、今表示されているサイドブックスのほうにも入っておりますが、本日、紙でもお配りしております。こちら、紙のほうは当日、会場に持って行って、見ていただくために一応印刷をさせていただいておりますので、当日、こちらをお持ちになっていただきたいと思います。

資料に沿ってご説明をさせていただきます。

定例会が終わりますと、特に集まる機会がございませんので、10月1日の後は本番ということになりますので、今日、最終確認をさせていただきます。

まず1ページの開催日時と場所でございます。10月1日土曜日、午前の部が午前10時から正午で、中央公民館と、らぼーるになっております。午後が2時から4時まで。こちらがふれあいセンターよこぼりと、よしのとなっております。

集合時間につきましては、それぞれ1時間前、午前が9時で、午後の部が午後1時の集合ということで、それぞれの会場のほうに直接行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

当日の配布資料でございますが、こちらタブレットのほうにも載せているんですけども、ちょっと資料のほうが出ましたんで、こちらを先にご説明いたします。

こちらが当日、来場者の方にお配りする資料となっております。表紙のほうは午前と午後と2パターン入っておりますけれども、どちらか1枚と、その後の那珂市議会の概要、こちらは議会のデータのものと、あと定例会の流れ、それから議会の傍聴の仕方などを書いたものでございます。それから、現在の那珂市議会の構成表、それと当日意見交換をするときに自由にメモ用紙として使っていただくページとなっております。

そのほかに、当日、会場のほうで来場者の方に書いていただくアンケートと、あと議会だよりの現在の最新号が74号になりますが、そちらのほうを受付のほうでお配りいただくという形になってございます。アンケートは、前回と同じなんですけれども、男女別のところだけ、ちょっとジェンダーの関係等ありまして、男、女だけじゃなくて、そのほかにも書かなきゃいけないというのが今ございますんで、議会運営委員会で協議しました結果、こちらは特に書いていただかなくてもいいだろうということで、男女別のほうは削除しております。

前の資料に戻っていただきまして、紙の資料のほうですね。先ほどの続きになります。

4番、会場で準備するものというところになります。こちらの各会場それぞれちょっと違いはありますが、共通で司会の方の演台と、マイク、それからテーブルと椅子、ホワイトボードのほうは会場にあるものを使っていただく形になります。そこから下のもの、レコーダーから下のものに関しては、事務局のほうで全て用意して持っていくので、設置方法につきましては、その後の会場の設営図のほうでご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

6番の参加者の受付のところでございます。今回、前回もそうなんです、ご来場の方と議員の皆様とそれぞれ首掛け式のネームプレートをおつけいただく形になりますので、ご来場の方にこういうプレートの中に入れる厚紙のほうを用意していますので、こちらに地区名とお名前を記入していただきますようお願いいたします。

当日の出席議員と役割分担については、その下の役割分担表のほうになります。こちら会場ごとにそれぞれ役割分担が書いてございます。

まず、総合司会、こちらは議会運営委員会の正副委員長、それから挨拶は正副議長がそれぞれ行っていただきます。

書記の方は、意見交換の際にメモを取っていただくようお願いをいたします。レコーダーのほうで録音のほうはしておりますので、後で聞き直したいという場合にはできますので、進行の中でメモを取っていただければと思います。

あと、会場のほうにホワイトボードを用意しておりますけれども、こちらは議会運営委員会の正副委員長のほうで、最後までめをしていただくときに使えるように、正副委員長のほうで話の出た内容を簡単にボードに書いていただくような形で考えております。

あと、受付の方なんですけれども、受付テーブルを出していただきまして、そこで先ほどの資料、それからペットボトルのお茶をお渡しいただきまして、ネームプレートのほうにお名前を記入して、つけていただくようお願いをさせていただきたいと思っております。

それと手の空いている方で、各施設のほうに体温が測れるそちらのところにも設置しておりますけれども、検温器がありますので、そちらで体温を測っていただいて、あと会場のほうに消毒液もありますので、そちらで消毒のほうをお願いしていただくようお願いをいたします。

事務局のほうは、各会場2名ずつ出席をさせていただきます。

次に、3ページの進行になります。

まず、開会を司会のほうでお願いいたしまして、それから出席者の自己紹介と、あとは議長、副議長の挨拶、4番目といたしまして、那珂市議会の活動につきまして意見交換するに当たりまして一応内容の最近の議会の動きですとか、そちらのほうをお話をさせていただくことにしております。

その後、同じく議会運営委員会の正副委員長から意見交換の進め方について説明をさせていただきます。発言者の方は地区名と氏名を名乗ってからお話をさせていただくように言っていただければと思います。

その後、意見交換を約60分設定しておりますので、今回はテーマを決めておりませんので、フリーの内容になっておりますので、司会進行の方に進行していただきながら、どんなお話が出てくるかもちょっと分かりませんので、その場で取りまとめのほうをお願いしたいと思います。

議員と語ろう会の自体の時間が2時間ありますので、意見交換の途中で休憩を入れていただいても構いませんし、進行のほうはそれぞれの会場でお任せをしたいと思います。

最後に、総評といたしまして委員長のほうから、その会場内で出た意見について取りまとめをお願いいたします。閉会となりまして、その場でアンケートのほうを記入いただいて、会場の中で出して、お帰りいただくような形でお願いいたします。

終了後に、会場の片づけをお願いいたします。

4ページ以降につきましては、会場の設営図になっております。会場によってそれぞれ配置は少し違いますけれども、内容的には大体同じですので、最初の4ページの中央公民館のほうの例でご説明をいたします。

中央公民館の大会議室なんですけれども、受付が会場のちょっと前は出せないで、一旦会議室に入ったところにスペースがありますので、そちらに受付のテーブルを出していただいて、ほかの会場につきましては、お部屋の外のところに受付テーブルを出して

いただくような形でお願いしたいと思います。

会場の中でございますが、今のところ口の字にテーブルを配置していただいて、議員の方と来場者の方とそれぞれ各テーブル2名ずつお座りいただくような形で考えております。事務局のほうでアクリル板も持っていくますので、適宜間に挟んでいただくような形で考えております。

実際のところ、何人いらっしゃるかというのがちょっと分かりませんので、テーブルと椅子につきましては、十分数ございますので、たくさんいらっしゃった場合には、追加で出していただくような形でお願いしたいと思います。

音響施設のほうは、会場によって異なりますので、会場の中でマイクがもうついているところと、あと事務所のほうでもらってくるところとございますので、そこは事務局のほうでも確認をいたします。人数が少なければ、特にマイクを使わなくても大丈夫ということもあると思いますので、それは当日の様子でお願いしたいと思います。

会場の中の正面に、議員と語ろう会の横断幕を張っていただきまして、あと会場の入り口と施設の玄関前のところに案内表示を出す予定でございます。そちらも表示の紙のほうは持っていくますので、見やすいところに出していただくような形でお願いしたいと思います。

受付のテーブルを1つと、そこに受付という表示を張っていただくような形で考えております。

会場のほうは以上になります。

事務局のほうでも行っておりますので、その辺は大丈夫かと思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 これについて何か質問等ございましたらば。ございませんか。

花島議員 個人的な主義主張は控えると書いてあるんですが、どの程度ですか。要するに、聞かれる、語ろう会ですから、市民は議員が何考えているか聞きたいわけですよ。だから、それを言えないなんていうのはちょっとおかしいんで、ただ、自分の考えを自分の演説会みたいに長々とやるのは控えるというのは、やらないというのは分かるんですけども、そういう設定はどうなっているんでしょうか。

次長 今までも議員と語ろう会に関しましては、来場者の方の意見をまず聞くということをメインにやっておりますので、皆さんの意見をとにかくまず聞いていただくということが、メインになるかと思えます。その中で、議員の方はどういうふうを考えているんですかというお話があった場合には、それはお答えいただくのは特に問題ないと思えます。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 以上なければ、次の10月全員協議会。

次長 最後に、連絡事項になります。

10月の全員協議会なんですけれども、10月25日火曜日の午前10時から予定したいと思  
いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 この件については以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

閉会（午後0時27分）

令和4年11月24日

那珂市議会議長 萩谷 俊行